

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会 第2回会議概要

日時： 平成25年10月22日（火）午後2時から午後4時まで

会場： 新宿区役所本庁舎 5階大会議室

1 開 会 定足数を確認し、会議の成立を報告した。（出席委員8名）

2 議 事

(1) 新宿区ホームページへの会議録等の掲載について

事務局から下記の提案があり、了承された。

ア 会議録に委員の氏名・団体名を实名で掲載・公表すること。

イ 会議録は区のホームページに掲載されてから公開可、とすること

(2) 第1回会議内容の確認について

第1回会議の内容を「第1回会議概要」により確認した。

(3) 「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」素案の方向性について

方向性の論点について、重点6項目及びその他(4)「8つの基本施策の見直しについて」を協議した。次のような意見や説明があった。

重点(1) ホームレスの定義（見えにくいホームレスについて）

重点(2) 「見えにくいホームレス」への支援について

① 女性ホームレスへの対応について

事実上、自立支援対策は男性用という意見について、区からは女性用施設を確保しており、自立支援センターからは自立支援住宅への入居を行っているという回答があった。

② ホームレスの定義について

第Ⅲ期推進計画の4年間では、高齢者ホームレス問題を中心に対応し、残った問題は生活困窮者自立支援法で対応するのが良い、という意見があった。

重点(3) 高齢者ホームレスへの対応について

高齢者ホームレスには路上のネットワークがあり、施設入所等で途切れることに不安感がある。(入所先で)何をしながら生きていく望みを持ってもらえるか、が重要である。

重点(4) 再路上化の防止について

① 再路上化する層の特色について

再路上化は40代から50代の半ばくらいまでの年齢層となっている。

② 再路上化の原因について

再路上化する人たちは、支援に乗ればうまく自立するかというとそうではない。支援に依存しながら、いなくなる。高齢者ホームレスとは別の問題を抱えているようだ。

③ 再路上化する層への支援について

再路上化は当たり前。生活の立て直しから就労に至る伴走型個別支援が必要である。

【委員長から】

- ◆ 「見えにくいホームレス」は（第Ⅱ期推進計画で）ホームレスに含めているので、（高齢者ホームレス対策及び）再路上化の防止対策がホームレス支援の主な業務になるかと思う。

重点(5) 東京オリンピック（平成32年開催予定）への対応について

① 提案者の意見

オリンピックの開催前に、早目に手を打つ必要がある。新宿のホームレス問題は、オリンピックへの適切な対応と正しい適正化で終息させるべきと考える。

【委員長から】

- ◆ 区と東京都、国とのすり合わせが、今後、必要となる。

重点(6) アセスメントと情報共有について

① 提案者の意見

生活困窮者自立支援法の書式等を参考にしたフォーマットを作成し、区や支援者間の情報共有や連携に活用すれば、適切な支援や対応ができると日々感じている

② 委員意見

アセスメントの主体が誰か、を整理する必要がある。委託する場合の処遇判断や情報共有に関する個人情報保護について、どこが最終責任を持つか、明確化が必要と思う。

【委員長から】

- ◆ 生活困窮者自立支援法では、基礎自治体が責任を持つことになるかと思うので、委託する際には、法令に抵触した時の対応を契約の中で整備しておく必要がある。

その他(4) 8つの基本施策の項目の見直しについて

委員長から第Ⅲ期推進計画は前期を継承するが、事業の柱は同じでよいか提起があった。

- ・生活困窮者自立支援法が成立した場合、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法で実施してきた相談事業や、この推進計画がどのような整理になるかが問題となると思う。
- ・地域住民にホームレス問題への関心を持ってもらえるようにしたい。

【委員長から】

- ◆ この計画は、平成27年の生活困窮者自立支援法の施行に先行して策定するので、法律施行時に計画の修正や新たに作り変えることを考える必要が出てくると思う。
- ◆ 地域住民のホームレスに対する問題認識や、地域の中でのホームレス支援へのご意見は、非常に大切な観点である。計画にどのように反映するか、議論していきたい。

(4) その他（次回日程等について）

ア 次回日程について

事務局から、秋の臨時国会で生活困窮者自立支援法が再審議されることを受けて、今年7月に改定された国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が再改定となる運びとなったため、第3回策定委員会の日程を延期するとの報告があった。

イ 第2回策定委員会「ご意見シート」の提出について

委員長から、本日の委員会での議論に関するご意見等について、「ご意見シート」の提出が求められた。